

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和5年度高松市若者支援協議会代表者・実務者全体会議
開催日時	令和5年7月14日（金）午後1時30分～午後3時
開催場所	高松市役所 13階大会議室（高松市番町一丁目8番15号）
議 事	(1) 会長の選任、副会長の指名 (2) 若者支援協議会について (3) 新構成機関の活動紹介 (4) ひきこもり支援の事例紹介・意見交換 (5) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	山岸委員、川上委員、田中委員、久保委員、蓮井委員、波多委員、高嶋委員、植松委員、金本委員、松本委員、宮武委員、熊田委員、岡本委員、山口委員、坂田委員、片山委員、矢野委員、宮脇委員、小林委員、坂賀委員、内升委員、伊澤委員、篠原委員、島津委員
傍 聴 者	1 人    (定員 10 人)
担当課及び 連絡先	健康福祉総務課地域共生社会推進室 839-2372

### 審議経過及び審議結果

#### 1 開会

#### 2 議事

##### (1) 会長の選任、副会長の指名

高松市若者支援協議会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、会長を選任し、副会長を指名した。

会長：山岸委員    副会長：宮武委員

##### (2) 若者支援協議会について

若者支援協議会について事務局から説明を行った。

##### (3) 新構成機関の活動紹介

新構成機関による活動紹介を行った。

(4) ひきこもり支援の事例紹介・意見交換

宮武副会長と内升委員より、ひきこもり支援の事例紹介を行った。

会長) ひきこもりは個人だけの問題ではない。これについてどう考えるか。

副会長) 家族など身内の方が、ひきこもりや不登校の状態像を恥ではなくすることが大事なのではなくて、ひきこもらざるを得なかった社会的背景も鑑みて、なぜひきこもったのかを理解していくことが大事だと感じている。

委員) 今後ひきこもりを取り巻く環境がどのように変化していくべきなのか、社会の仕組みとしてどうあるべきなのか。

副会長) 実際、私自身が不登校にならなかった方法はあったのか考えた時に、学校以外に行ける選択肢が皆目見当つかなかった。生まれた時から、中学校を卒業して高校に進学するというのを漠然とイメージしている中で、その流れに乗ることが出来なかったということが、一つ登校の邪魔をしていたと思っている。社会が何を準備していけばいいのかというのは、私自身まだ答えが出ていない。ただ、今その瞬間に学校に行けなくなったことで、絶望してしまって、極端な行動に出ることがないようにしないと感じている。

会長) 家族含めどのような形で支援を行うと良いのか。

委員) 平成4年に不登校は誰にでも起こるというふうに概念の変更がなされた。誰でもなり得るという事は、それに対する取組を皆が知っていて、かつ特別なものじゃないという認識に至る必要があると思っている。地域に民生委員・児童委員はいるが、学校から地域へつなごうとすると、保護者は「地域にうちの子のことを言うのは待ってください。」ということで、なかなかつなげない状況であり、保護者にとって不登校とは特殊な状況である。これをどうすれば普通の状況にできるのかと常々思っている。

会長) 最も支援が必要な対象者ほど、身を潜めるという現状がある。どのような体制をとると、当事者が声をあげやすいのか。

委員) 長らく親しくしている当事者について、昨年よりまるごと福祉相談員に支援をしていただき、随分本人は力強くなっていて、将来に希望がもてる段階になってきている。今日の会で色々貴重な御意見あるいは、事例なども紹介していただいたので、今後ともどうぞひきこもりに対する厚い支援をお願い

したいと思う。

会長) 今後、健康づくり推進課としては、どのようにひきこもり施策を展開していく予定であるか。

委員) 本日頂いた御意見を基に、今後、支援団体の居場所開設状況などをお聞かせいただいて、支援の拡充につなげていきたいと思っている。

副会長) 社会がどうなっていけばよいかという話に戻るが、結局寛容さをどこまで持てる地域になっていくのか、ひきこもりを否定しないだけでも寛容している社会なのかなと思えるのが一点と、生産性とのバランスも考えていかなくてはならないから難しい。不登校だから駄目ではなく、そこからどのように高松市で生きていけるようにしていくべきなのか、社会の土壌づくりが必要である。許すだけでは成り立たないから、どうすれば経済的にも成り立つのかを考えないといけない。それらをこの協議体で考えていきたい。

#### (5) その他

法務局より人権相談の取組について、こども女性相談課よりヤングケアラーへの支援について周知を行った。